

消費者の皆様へ！ 加工食品の新たな原料原産地表示制度が始まっています。

平成29年9月から、国内で製造された全ての加工食品を対象とする原料原産地表示制度が始まっています。原材料のうち、重量割合が最も大きいものの産地（又は製造地）が表示されています。

【表示例】

- 例1
- 名 称：ウインナーソーセージ
原材料名：豚肉（国産、アメリカ産）、…
- 重量割合が最も大きい原材料
- 原材料の産地が2か国以上ある場合、多い順に記載
- 例2
- 名 称：チョコレートケーキ
原材料名：チョコレート（ベルギー製造）、…
- チョコレートがベルギーで製造されていることを示します。カカオ豆の産地ではありません。

このほか、例外的に、次のような表示を行うこともあります。

- 例3（又は表示）
- 名 称：ウインナーソーセージ
原材料名：豚肉（アメリカ産又はカナダ産）、…
- 豚肉の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。
- 産地の重量順の根拠を記載しています。
- 豚肉は、アメリカ産と、カナダ産以外は使用されておらず、昨年度の使用実績は、アメリカ産がカナダ産より多いことを示します。
- 例4（大括り表示）
- 名 称：ウインナーソーセージ
原材料名：豚肉（輸入）、…
- 3か国以上の外国の産地の原材料が使用されています。国産の原材料は使用されていません。
- 例5（又は表示＋大括り表示）
- 名 称：ウインナーソーセージ
原材料名：豚肉（輸入又は国産）、…
- 豚肉の産地は、過去2年間の使用実績順によるものです。
- 産地の重量順の根拠を記載しています。
- 国産を含む4か国以上の産地の原材料が使用されており、過去2年間の使用実績では「輸入」が「国産」よりも多いことを示します。（この例において、過去2年間の使用実績順で国産が輸入より多い場合は、「国産又は輸入」と表示されます。）

移行期限は令和4年3月となっております。産地を確認することで、商品選択の参考にしてください。

このチラシのお問い合わせ先【食ブランド・流通推進課 企画調整グループ（電話 017-734-9351）】